

## 6 飼料作物

### (1) 飼料用トウモロコシ

#### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

良質な堆肥等有機質資材の適量施用により土づくりを行うとともに、局所施肥、肥効調節型肥料・有機質肥料の施用により化学肥料施用量の低減を図る。家畜ふんの過剰な施用は、未吸収窒素による環境負荷、土壌養分塩基バランスの悪化、飼料作物中の硝酸態窒素含量の増加を招く危険性があるので注意する。

雑草防除については、機械除草により化学農薬の低減を図る。

区 分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	○ 堆肥等有機質資材の施用	3～4 t/10a (牛ふん堆肥の場合)
化学肥料低減技術	○ 局所施肥 ○ 肥効調節型肥料の施用 ○ 有機質肥料の施用	化学肥料窒素成分量 6 kg/10a 以下
化学農薬低減技術	○ 機械除草	

#### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

県内の各地域農業改良普及センターや全農茨城県本部等では土壌診断の機材を整備し、農業者から依頼のある場合、土壌診断や土壌の性質に関する情報を提供する体制を整備している。このため、持続性の高い農業生産方式の導入にあたっては、各地域農業改良普及センターや全農茨城県本部等の土壌診断の活用を図るとともに、普及指導員のアドバイスを受けることが適当である。

#### ウ その他の事項

地力増進法に基づく地力増進地域に指定されている地域については、地力増進対策指針が定められているため、指針に基づく地力増進対策を行うことが必要である。

## (2) ソルゴー

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

良質な堆肥等有機質資材の適量施用により土づくりを行うとともに、局所施肥、肥効調節型肥料・有機質肥料の施用により化学肥料施用量の低減を図る。家畜ふんの過剰な施用は、未吸収窒素による環境負荷、土壌養分塩基バランスの悪化、飼料作物中の硝酸態窒素含量の増加をを招く危険性があるので注意する。

雑草防除については、機械除草により除草剤の低減を図る。

区 分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	○ 堆肥等有機質資材の施用	5～6 t/10a (牛ふん堆肥の場合)
化学肥料低減技術	○ 局所施肥 ○ 肥効調節型肥料の施用 ○ 有機質肥料の施用	化学肥料窒素成分量 9 kg/10a 以下
化学農薬低減技術	○ 機械除草	

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

県内の各地域農業改良普及センターや全農茨城県本部等では土壌診断の機材を整備し、農業者から依頼のある場合、土壌診断や土壌の性質に関する情報を提供する体制を整備している。このため、持続性の高い農業生産方式の導入にあたっては、各地域農業改良普及センターや全農茨城県本部等の土壌診断の活用を図るとともに、普及指導員のアドバイスを受けることが適当である。

### ウ その他の事項

地力増進法に基づく地力増進地域に指定されている地域については、地力増進対策指針が定められているため、指針に基づく地力増進対策を行うことが必要である。

### (3) 飼料用稲

#### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

良質な堆肥等有機質資材の適量施用により土づくりを行うとともに、局所施肥、肥効調節型肥料・有機質肥料の施用により化学肥料施用量の低減を図る。家畜ふんの過剰な施用は、未吸収窒素による環境負荷、土壤養分塩基バランスの悪化を招く危険性があるので注意する。

種子伝染性の病虫害防除については温湯種子消毒、雑草防除については機械除草により化学農薬の低減を図る。

区 分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	○ 堆肥等有機質資材の施用	1～2 t/10a (牛ふん堆肥の場合)
化学肥料低減技術	○ 局所施肥 ○ 肥効調節型肥料の施用 ○ 有機質肥料の施用	現行窒素成分量の 20～30%減肥する
化学農薬低減技術	○ 温湯種子消毒技術 ○ 機械除草	

#### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

- (ア) 県内の各地域農業改良普及センターや全農茨城県本部等では土壤診断の機材を整備し、農業者から依頼のある場合、土壤診断や土壤の性質に関する情報を提供する体制を整備している。このため、持続性の高い農業生産方式の導入にあたっては、各地域農業改良普及センターや全農茨城県本部等の土壤診断の活用を図るとともに、普及指導員のアドバイスを受けることが適当である。
- (イ) 病虫害防除所で行っている発生予察情報を参考に適期防除を行い、化学農薬の低減に努める必要がある。

#### ウ その他の事項

地力増進法に基づく地力増進地域に指定されている地域については、地力増進対策指針が定められているため、指針に基づく地力増進対策を行うことが必要である。